

議会運営委員会

令和 4 年 5 月 3 1 日（火）

午前 9 時 5 7 分開 会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから、令和 4 年第 2 回定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

まず、市長から御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

本日は令和 4 年第 2 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 4 0 号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について及び議案第 4 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についての 2 議案と、報告第 6 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告 1 件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

それでは、提出議案について総務課長、説明をお願いします。

○竹平総務課長 それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

議案第 4 0 号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 4 条の規定に基づく過疎地域の課税免除、不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法、同法施行令の規定について、項ずれ等が生じているため条例の一部を改正するものでございます。

次に、3 ページを御覧ください。

議案第 4 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてに

つきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で9,437万7,000円を追加し、これにより、各会計を含めた予算総額を191億7,945万3,000円とするものでございます。

まず、歳入について御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

14款国庫支出金460万1,000円の増額は、小中学校における新型コロナウイルス感染対策用消耗品の購入に対する、学校保健特別対策事業費補助金360万円及び母子家庭等対策総合支援事業補助金79万5,000円の増額が主なものでございます。

次に、15款県支出金671万1,000円の増額は、有機農産地づくり緊急対策事業に対する、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金592万4,000円の追加が主なものでございます。

次に、18款繰入金579万7,000円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から309万7,000円、災害等対策基金から270万円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入4,466万8,000の増額は、市立運動場テニスコート改修工事に対する、スポーツ振興くじ助成金3,526万8,000円及び一般会計コミュニティ助成事業助成金940万円をそれぞれ追加するものでございます。

21款市債3,260万円の増額は、市立運動場テニスコート整備事業債の追加でございます。

次に、3ページ、歳出でございますが、各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

主なものとしまして、総務費では、コミュニティーセンター活動経費として、市内4地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金940万円の追加でございます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校臨時休校等の対応として、放課後児童健全育成事業62万1,000円の追加ほか、母子福祉費の高等

職業訓練促進給付金等事業補助金 106 万円の増額でございます。

衛生費では、尾鷲市特定不妊治療費等補助金 40 万円と、予防費において、子宮頸がん予防ワクチンを任意接種した方に対する予防接種補助金 25 万 2,000 円の増額でございます。

次に、農林水産業費では、農業振興費のみどりの食料システム戦略緊急対策事業 592 万 5,000 円及び漁港管理費で、漁港漂着物処理業務委託料 37 万 5,000 円の追加でございます。

次に、教育費では、小中学校の学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策消耗品費、合わせて 630 万円の増額。公民館費は、中央公民館 2 階図書館系統空調機修繕料 187 万円。運動場管理費では、市立運動場テニスコート改修工事請負費 6,790 万 5,000 円の追加でございます。

補正予算、第 4 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき、4 ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

報告第 6 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業をはじめとする、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。なお、梶賀コミュニティーセンター空調改修事業につきましては、年度内に事業が完了したことから、翌年度繰越額はゼロ円となっております。

以上、提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

以上が提出議案の説明であります。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

それでは、次に、会期及び議事日程案について、議会事務局から。

○高芝議会事務局長 それでは、第 2 回定例会の会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は 6 月 6 日月曜日から 6 月 21 日火曜日までの 16 日間でございます。

会議はいずれも午前 10 時開会とさせていただきます。

6 月 6 日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、発議上程、採決。これは、議会運営委員会委員の選任及び行政常任委員会補欠委員

の選任についてでございます。

なお、この行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で現議長を委員に選任していただく発議のほうを上程していただく予定としております。

また、正副議長の選挙を含めた議会構成につきましても、日程に追加して行っていただく予定でございまして、選挙などの進行予定につきましては、後ほど説明させていただきます。

翌7日火曜日午前10時本会議開会、審議の内容といたしましては、議案上程、提案説明、審議留保、これは、議案第40号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について及び議案第41号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についての議案2件についてでございます。

次に、報告、質疑、これは、報告第6号、令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告案件についてでございます。

8日水曜日から10日金曜日までは休会、11日、12日は土日のため休会でございます。

13日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、7日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、委員会付託を行い、一般質問に入っております。

16日木曜日、17日金曜日は行政常任委員会を開催していただき、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

20日月曜日は予備日とし、翌21日火曜日に本会議を再開し、常任委員会に付託されました議案の審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程には記載しておりませんが、去る4月27日に書面会議により開催されました第105回東海市議会議長会定期総会並びに5月25日に東京都で開催されました第98回全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続では、濱中佳芳子議員が勤続15年以上の一般表彰を受けられました。

つきましては、その表彰の伝達を本定例会最終日となります21日の本会議冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長、続けて、各発言通告書の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○仲委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、続けて説明させていただきます。

まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより6月8日水曜日の午前11時、次に、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第6号については、6月3日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては、6月8日水曜日の午前11時、次に、討論発言通告書提出期限につきましては、6月20日月曜日の午前11時とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　どうもありがとうございました。

ただいま会期日程について説明がございましたが、事務局の報告のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　よろしいということで、終了いたします。

○高芝議会事務局長　　それでは、議会構成について説明させていただきます。

まず、ただいま通知させていただきました発議第3号、議会運営委員の選任について（案）につきましては、議会運営委員の任期は委員会条例のほうで1年と規定されておりますことから、今定例会において新たに選任するものでございます。

次に、発議第4号、行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、常任委員の任期は議員の任期となっており、常任委員会は、議長を除く全議員が所属することとなっておりますので、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で現議長を委員に選任していただき、新議長につきましては、後刻、議場におきまして、常任委員のほうを辞任するという取扱いになりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　局長、議事とか選挙の進行は。

○高芝議会事務局長　　それでは、続けて、議事及び選挙進行予定案について説明させていただきます。

今定例会初日の6月6日につきましては、まず、5番目の議長選挙、6番目の副

議長選挙を行っていただきます。ここで暫時休憩していただきまして、全員協議会のほうを開催し、7番目の議選監査委員の選出、8番目の常任委員会委員の選出を行っていただきます。その後、本会議を再開し、全員協議会のほうで選出いただきました議選監査委員の選任について、追加議案として執行部より提案していただき、選任同意の採決を採っていただきます。

10番目の行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、こちら、議長改選により議長の交代があった場合に、現議長を委員のほうに選任していただきます。なお、委員会条例などに基きまして、ここで新議長につきましては、常任委員を辞するということとなります。

その後、本会議を暫時休憩し、常任委員会を開催し、正副委員長のほうを互選していただきます。常任委員会の任期は議員の任期となっておりますが、委員会条例等に基づき、正副委員長の辞任は、この常任委員会の場で行っていただきます。

続きまして、2回目の全員協議会のほうを開催していただき、12番目、常任委員会の正副委員長互選結果発表、13番目、議会運営委員5名を選出していただきます。

次に、本会議のほうを再開していただき、議長のほうから、常任委員会正副委員長の互選結果報告、議会運営委員5名の選任を行っていただきます。その後、本会議を暫時休憩し、議会運営委員会のほうを開催していただき、正副委員長の互選。続きまして、全員協議会におきまして、議会運営委員会の正副委員長の互選結果の発表をしていただき、次に、18番目、紀北広域連合議会の議員6名は、申合せによりまして、議長及び行政常任委員長と残り4名の組合議会議員を選出。

次に、19番目の三重紀北消防組合議会の議員4名は、こちら申合せにより、議長及び行政常任委員長と残り2名の組合議会議員を選出。

次に、20番目、東紀州環境施設組合議会の議員2名は、申合せによりまして、議長及び行政常任委員長を組合議会議員に選出していただきます。

その後、本会議のほうを再開していただき、21番目の議会運営委員会の正副委員長の互選結果のほうを報告していただき、次に、22番から24番の各組合議会議員を議長の指名推選の方法で、それぞれ選挙していただきます。

説明は以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

局長からただいま説明のありました議会構成についてと議事及び選挙進行予定案については、以上のとおりでございますので、御協力のほど、よろしく願いをい

たします。

それでは、定例会初日の執行部の出席者について、議長から。

○三鬼議長 定例会初日の執行部の出席者につきまして、先ほど事務局長より選挙進行予定表の説明がございましたように、かなりの時間がかかるということで、議会のほうから、議会改革の一環として、その他の課長補佐には職務を全うしていただくという申合せから、三役、総務課長、政策調整課長に出席を願うことが慣例となっておりますので、今回もそのように行っていきたく思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○仲委員長 ただいま議長から、定例会初日の執行部の出席について報告がありましたが、よろしくお願いいたします。

続きまして、議長懇談会について、議長から。

○三鬼議長 先ほどの、また、局長の正副議長等々の選挙、委員会等々で説明がございましたように、正副議長におきましても、申合せで1年ということになっておりまして、地方自治法に抵触しない限りで、議会改革の一環として正副議長に立候補される方の所信表明演説会を全協、懇談会という形の中で行いたいと思います。

日にちにつきましては、6月2日1時からということで、希望者、議長、副議長に希望される方は、6月1日までに私のほうにお届け願いたいということで進めさせていただきたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が、6月2日の議員懇談会でございますので、よろしくお願いいたします。

ただいま局長のほうから、全国議長会で濱中議員が15年表彰ということでございますので、よろしく。おめでとうございます。

以上が全部、議運の議事が済みましたんですけど、その他ございますか。

○濱中委員 この際なんですけれども、市民の方からの要望であったりとか情報提供であったりとかというものが度々行われることがあるんですけども、その取扱いについて、ちょっと再確認をさせていただきたいことがございますので、よろしいでしょうか。

実は、今回も私のところに、調査をお願いしたいという要望のような形でお手紙をいただいておりますけれども、お名前がないものが来ておりまして、匿名のものは取り扱わないということが以前からの議会のほうでは申合せがあるように思うんですけども、今後もそのような形で、市民の方にはこの放送も通じて、要望であると情報提供は、お名前を明かすようなことはないけれども、きちんと御返事

ができるような形で記名をいただきたいということで、再度確認をしていただきたいんですけども、そのようなことでよろしいですか。

○仲委員長　ただいま濱中委員から、市民の情報提供等について、匿名であったということでございますが、濱中委員については、監査委員という仕事柄のことがございますので取扱いしたいと思うんですけど。

一般的に、今まで匿名の場合の情報提供とか投書については取り扱わないということで私も思っておるんですけど、議長、その辺ちょっと、もしあれでしたら。

○三鬼議長　匿名のものについては、これからもそういった扱いでいいのではないかと思いますけど、匿名であっても、例えば三鬼和昭宛てとかって来た場合、私が私に言うのはあれですけど、例として小川副議長宛てとかに来た場合は、場合によっては匿名であっても、その内容によっては本人にお伝えしたりとか、本人にこういうのがありましたとか、全体として注意せざるを得ない場合は注意という形で、議長職の中でそういった具合にさせていただきますけど、匿名のがいいということになってしまうと、何でもかんでもということになるということもありますので、御指摘される方があったら、名前を書いていただいて来た場合は、正副議長なり議運の委員長とか、場合によっては行政常任委員長、委員会のことであれば相談してもらった上で、どう扱うかということを経済的に考えさせてもらいたいのではないかなと思います。引き続き、次の議長さんの裁量にお願いしたいなと思います。

○仲委員長　今、議長のほうから御報告がありましたんですけど、基本的には匿名については対応がしにくいということで、取り扱わないということは一つ、1本の線であると。付随したことで議長からお話がありましたけど、それで確認、よろしいですか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　以上で、議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。どうも。

(午前10時19分 閉会)